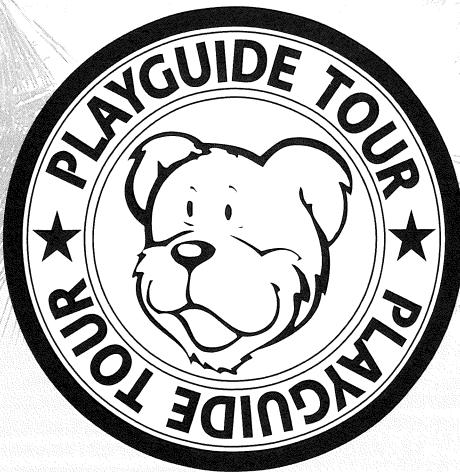


企画旅行条件書

●募集型企画旅行
●受注型企画旅行

この「企画旅行条件書」は、旅行業法等に基づき、当社がお客様に交付する取引条件説明書面および契約書面の一部になります。お申し込みに関してはパンフレット、企画書面及び本「企画旅行条件書」を充分にご確認の上、当企画旅行の内容につきご理解いただきますようお願い申し上げます。



企画：株式会社 プレイガイドツアー

観光庁長官登録旅行業第1637号

一般社団法人 日本旅行業協会正会員

旅行業公正取引協議会会員

Tel 150-0043

東京都渋谷区道玄坂1-10-7 五島育英会ビル6階 ☎ 03-5784-3644

心に元気をみたす旅



プレイガイドツアーカー



「地球にやさしい旅人宣言」—自然や文化遺産を大切に—

ご旅行条件書

この旅行条件は、株式会社ブレイガイドツアーガーが企画する旅行に適用となります。
お申し込みの際はパンフレット、企画書面及び本ご旅行条件書を充分にご理解下さい。
※本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法12条の5に定める契約書面の一部となります。

第1条 企画旅行契約

(1) 募集型企画旅行契約

この旅行契約は、株式会社ブレイガイドツアーガー(以下「当社」といいます)が、お客様を募集する為にあらかじめ、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることの出来る運送又は宿泊のサービスの内容並びにお客様が当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結することになります。

(2) 受注型企画旅行契約

この旅行契約は、当社が、お客様からの依頼により、旅行の目的地及び日程、お客様が提供を受けることができる運送又は宿泊のサービスの内容並びに当社に支払うべき旅行代金の額を定めた旅行に関する計画を作成し、これを実施する旅行をいいます。

(3) 日程中に3泊以上のクルーズを含む旅行(日本発着時に船舶を利用する旅行を除きます。)であって、パンフレット上にその旨を記載した旅行については、クルーズ船を利用する海外旅行に適用する当社旅行業約款募集型企画旅行契約の部(以下「当社クルーズ約款」といいます。)によります。

(4) 旅行契約の内容は、当社がお渡しするパンフレット、企画書面、本旅行条件書、ご出発前にお渡しする確定書面(最終旅行日程表)及び当社の旅行業約款(募集型企画旅行契約の部又は受注型企画旅行契約の部)によります。

(5) 当社は提携するクリッジカード会社(以下「提携会社」といいます)の、当社の提携カード会員との間で電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による申し込みをお受ける契約(以下「通信契約」といいます)を締結することができます。「本旅行条件書第23条 通信契約」もあわせて御確認下さい。

(6) 企画旅行契約に別途の手配旅行契約が追加される場合

弊社は募集型または受注型の企画旅行契約と一緒に履行される、別途の手配旅行契約を締結する場合があります。その場合は、追加の手配旅行契約分については、当該旅行条件書の規定が適用されず、旅行業約款手配旅行契約の部に従い取り扱います。企画旅行中の無手配日(第17条(3))に進行する手配旅行については、特別補償の対象外となります。

第2条 旅行の申し込みと旅行契約の成立時期

(1) 当社又は「受託取扱機」に記載された当社の受託業者(以下「当社」といいます)にて必要事項をお申し出のうえ、パンフレットに記載した申込金を添えてお申込みいただきます。当社業務の都合上、専用の書面/画面に必要事項を記入いただく場合もございます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社から契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。

(2) 当社から通信契約の申し込みを御希望される場合は、前項の規定にかかわらず、申し込み希望のコース名、旅行開始日、会員番号等他の事項(以下「会員番号等」といいます)を当社に通知していただきます。

(3) 当社は電話、郵便、ファクシミリ、電子メールその他の通信手段による企画旅行契約の予約申し込みをお受けすることができます。この場合予約の時点では契約は成立しておらず、当社から予約の承諾の旨を通知した後、当社が定める期間内に、前項、前々項の定めたところにより、当社に申込金を提出すれば会員番号等の通知を行ないます。この期間内に申込金の支払いがない場合はもしくは会員番号等の通知がなれない場合は、当社は予約をなったものとして取り扱います。

(4) 企画旅行契約は、郵便、ファクシミリ又は電子メールでお申込みの場合は、申込金のお支払い後、当社からお客様との旅行契約を承諾する旨を通知を出したときに成立いたします。

(5) 通信契約は、前項の規定にかかわらず、当社が契約の締結を承諾する旨の通知を発した時に成立いたします。ただし、当該契約において電子通信通知を発する場合は、当該通知が旅行者に到達した時に成立するものと致します。

(6) 申込金

旅行の種別	旅行代金区分	申込金(お一人様あたり)
国内旅行	すべての国内旅行	旅行代金の30%以上に旅行代金まで
海外旅行	出発日の前日から算定してさかのぼって60日目にあたる日以降に支払うとき	出発日の前日から算定してさかのぼって60日目にあたる日以降に支払うとき
	100,000円未満	旅行代金の20%以上旅行代金まで
	100,000円以上150,000円未満	20,000円以上旅行代金まで
	150,000円以上300,000円未満	30,000円以上旅行代金まで
	300,000円以上500,000円未満	50,000円以上旅行代金まで
	500,000円以上	100,000円以上旅行代金まで

(注)次の場合には、旅行代金の20%を超える金額を申込金として受取ることができます。

①当社が取引条件説明書面で申込金の使途を表示する場合 ②第15条(1)①オ・キのコースの場合

③その他お客様が希望した場合

(7) お申込みの段階で、満席、満室その他の事由で旅行契約の締結が直ちにできない場合は、当社は、お客様の承諾を得て、お客様がウェイティングの状態でお待ち頂ける期限を確認したうえで、お客様をウェイティングのお客様として登録し、予約可能となるよう、手配努力することができます。この場合でも当社は申込金を申し受けます。ただし、「当社から予約が可能な場合に限り、お客様よりウェイティング登録の解除のお申出があった場合は又はお待ち頂ける期限までに結果として予約ができなかつた場合は」は、当社は当該申込金を全額払い戻します。尚、振込みによる払い戻しの場合、振込手数料はお客様の負担になります。

(8) 本条(7)の場合で、ウェイティングコースの契約の成立は、当社が、予約可能となった旨の通知を行なったときに成立するものです。

(9) お申込みの時、もしもウェイティングの状態でお待ちいただいている時のいずれかにおいて、当該企画旅行に設定された航空便クラスが満席でも、それ以外のクラスの座席がお取り出来る場合がございます。その場合確保できるクラスを用いて、当該企画旅行とは同一内容の別途の企画旅行をご参加いただきくことをお勧めする場合がございます。その場合当該の企画旅行と比べ、別途追加代金が発生いたしますが、実際にご搭乗いただいたくお座席は、当初と同じクラスになることが殆どとなります。(当初がエコノミークラスの場合、変更後もエコノミークラスになります。)

第3条 お申し込み条件

(1) 20歳未満の方は保護者の同意書が必要です。旅行開始時点で15歳未満の方は保護者の同行を条件とさせていただきます。

(2) 企画旅行の参加に際し特別な配慮を必要とするお客様は、その旨を旅行のお申込み時に申し出ください。当社は可能な範囲内でご応じになります。なお、現地事情や運送・宿泊機関等の状況などにより、旅行の安全かつ円滑な実施のために、同伴者の同行などを条件とさせていただくか、お客様の同意の上、コースの一部内容を変更させていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参考をお断りさせていただく場合があります。

(3) 通信契約を御希望の場合であって、お客様の有する提携クレジットカードが無効である等、お客様が旅行代金等の一部又は全部を弁済できない場合は、企画旅行契約の締結をお断りすることがあります。

(4) 特定のお客様層を対象とした旅行あるいは特定の目的による旅行については、年齢、資格、技能その他の条件が当社の指定する条件に合致しない場合は、お申込みをお断りすることができます。

(5) 障がい、慢性疾患をお持ちの方、妊娠中の方あるいは現在健康を害している方などで特別な配慮を必要とする方はその旨旅行のお申込み時に申し出ください。当社は可能な範囲内でご応じます。慢性疾患をお持ちの方の妊娠中の方、現在健康を害している方の医師の健康診断書を提出していただきます。この場合、旅行の実施に支障をきたすと当社が判断する場合は同伴者の同行を条件とさせていただくか、又はご負担の少ない他の旅行をお勧めするか、あるいはご参考をお断りさせていただく場合があります。

(6) お客様がご旅行中に疾病、傷害その他の事由により、医師の診断または加療が必要となる状況になったと当社が判断する場合は、旅行の円滑な実施をはかるために必要な措置をとらせていただきます。これにかかる一切の費用はお客様のご負担となります。

(7) お客様のご都合による別行動は原則としてできません。ただし、コースにより別途条件をお受けすることができます。

(8) お客様のご都合により旅行の行程から離脱される場合は、その旨および復帰の有無、復帰の予定日時等の連絡が必要です。

(9) お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると当社が判断する場合は、お申込みをお断りすることができます。

(10) お客様が暴力団、暴力団関係者、その他反社会的勢力であると判断した場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(11) お客様が当社に対して暴力的又は不当な要求行為や取引に関して脅迫的な言動や暴力を用いる行為などを行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(12) お客様が風説を流布したり、偽計や威力を用いて当社の信用を毀損したり業務を妨害するなどの行為を行った場合は、ご参加をお断りする場合があります。

(13) その他の当社の業務上の都合があるときには、お申込みをお断りすることができます。

(14) 同一行程を同時に旅行する複数のお客様がその責任ある代表者(以下「契約責任者」といいます)を定め、企画旅行契約の申込みをされた場合、当社は当該契約責任者をお客様構成員すべての契約締結に関する代理権を有しているものとみなすし、当該契約に関する取引は契約責任者との間に行います。しかし当社は、契約責任者とお客様構成員との間の債務、義務について、なんらの責任を負うものではありません。

第4条 契約書面と確定書面(最終旅行日程表)

(1) 当社は、旅行契約成立後速やかにお客様に、旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した契約書面をお渡します。

契約書面はパンフレット、企画書面、本旅行条件書、御旅行参加申込書控、予約確認書等により構成されます。

(2) 確定した旅行日程、航空機の便名及び宿泊ホテル名を記載した確定書面(最終旅行日程表)とともに旅行出発日の前日までにお渡しいたします。(原則として旅行出発日の1日前より~7日前にはお渡しするよう努力いたしますが、年始年始やゴールデンウィーク等の特定時期出発のコースでは、旅行出発日の前日までにお渡しすることができます。)ただし旅行出発日の前日から起算してさかのぼって7日前に至る以降に企画旅行の申込みがなされた場合には、出発日当日までにお渡しします。お渡し方法には、郵送を含みます。

(3) 当社が手配し旅程を管理する義務を負う旅行サービスの範囲は、前(2)の確定書面に記載するところに特定されます。

(4) 当社はあらかじめお客様の承諾を得て、お客様にお渡しする旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、契約書面又は確定書面の交付に代えて、電子メール等の情報通信の技術を利

用する方法により、当該書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます)を提供することができます。その場合当社はお客様の使用するファイルに記載事項が記録されたことを確認いたします。

第5条 旅行代金のお支払い

旅行代金は出発日の前日から起算して、21日目にあたる日(以下「基準日」といいます)より前にさかのぼってお支払いいただきます。また、基準日以降のお申込みの場合は、申込時点又は当社の指定する期日までにお支払いいただきます。

第6条 お支払い対象旅行代金

(1) 募集型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは募集広告又はパンフレットに「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

(2) 受注型企画旅行契約における「お支払い対象旅行代金」とは企画広告又は企画書面に「企画料金として表示した金額」、「旅行代金として表示した金額」、「追加代金として表示した金額」の合計から「割引代金として表示した金額」を差し引いたものをいいます。

(3) 前2項の合計額は、「申込金(第2条)」、「取消料・違約料(第15条)」、「変更補償金(第22条)」の金額算出の基準となります。

第7条 渡航手続と海外外危険情報

(1) お客様のご旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)等の渡航手続及びこれらの残存有効期間の確認はお客様ご自身にて行っていただきます。ただし当社は所定の料金を申し受け、別途契約(渡航手続代行契約)として手続の一部代行を承ります。この場合当社はお客様ご自身に起因する事由により、旅券・査証等の取得ができないものと責任は負いません。

(2) お客様の旅行先の衛生状況については、厚生労働省「疫疾感染症情報ホームページ」<http://www.forth.go.jp/>にてご確認下さい。

(3) ①お客様の旅行先(国または地域)によっては、外務省「海外危険情報」等、国・地域の渡航に関する情報が出されている場合があります。「外務省海外安全ホームページ」<http://www.anzen.mofa.go.jp/>にてご確認下さい。

②ご旅行のお申込後、旅行の目的地に「海外危険情報」が発出された場合は、当社は、旅行契約の内容を変更し、または解除することができます。その場合は旅行代金の変更(解除の場合は全額返金)いたします。ただし、当社が安全に対し適切な措置が取れると判断した場合、旅行を催行することができます。この場合、お客様が旅行をお取りやめになると当社は所定の取消料を差し受けます。

(4) 外国籍の方のご旅行に必要な旅券(パスポート)、査証(ビザ)、再入国許可証等の渡航手続きおよびこれらの残存有効期間の確認はお客様ご自身にて行っていただき、必要な査証等をお客様ご自身の責任において取得いただきます。

第8条 渡航手續と海外外危険情報

(1) 旅行手續に明示した航空、船舶、鉄道等利用交通機関の運賃(コースによっては等級が異なります)。別途明示する場合を除きエコノミークラスとなります。

(2) 旅行日程に含まれる送迎バス等の料金(空港、駅、埠頭と宿泊場所間および都市間の移動バス料金)。旅行日程に「お客様負担」を表記してある場合を除きます。

(3) 旅行日程に明示した観光の料金(バス料金、ガイド料金等)。

(4) 旅行日程に明示した宿泊の料金及び宿泊にかかる税、サービス料(別途明示する場合を除き複数定員のお部屋に定員人数の宿泊を基準と致します)。

(5) 旅行日程に明示した食事の料金(ただし、機内食、飲食代は含まれません)、税、サービス料。

(6) 団体行動中の心付。

(7) 添乗員付コースの添乗員の同行費用。

(8) パンフレット等で「○○付」と表示されているものの経費。

*上記諸費用はお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。

第9条 旅行代金に含まれないもの

第8条記載以外のものは原則として旅行代金に含まれません。その一部を以下に例示いたします。

(1) 超過手荷物料金・規定の重量、容量、個数を超える分について。

(2) クリーニング代、電報電話料金、ホテルのボーキー・メイド等に対する心付、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税、サービス料。

(3) 傷害、疾病に関する医療費。

(4) 渡航手続関係諸費用(旅行印紙代、査証料、予防接種料、渡航手続代行料金)。

(5) お客様のご希望によりお一人部屋を使用する場合の追加代金。

(6) 希望者のみ参加されるオプショナルツアー(別途料金の小旅行)の料金。

(7) 日本国内の空港施設使用料。

(8) 日本国外の空港税・出港税及びこれに類する諸税。(但し旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)

(9) 旅行日程中の空港税、出港税及びこれに類する諸税。(但し旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)

(10) 航空会社が設定する燃油特別附加代金。(但し旅行代金に含まれる旨、別途表示している場合を除きます。)

(11) 日本国内におけるご自宅から集合地・解散地間の交通費、宿泊費。

第10条 追加代金

第6条いう「追加代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(あらかじめ「旅行代金」の中に含めて表示した場合を除きます)

(1) お部屋の等級アップに関する「グレードアップ追加代金」。

(2) お1人部屋をご利用される場合の追加代金。

(3) 「C-Fクラス追加代金」と称する航空座席のクラス変更に要する運賃差額。

(4) 「延泊プラン」「追加都市ステイプラン」と称するホテルの宿泊延長のための追加代金。

(5) その他のパンフレット等で「○○追加代金」と称するもの。

第11条 割引代金

第6条いう「割引代金として表示した金額」の一部を例示いたします。(あらかじめ割引後の旅行代金を設定している場合を除きます)

(1) 海外旅行の場合、満2~11歳のお客様が参加する際の子供割引料。

(2) その他のパンフレット等で「○○割引代金」と称するもの。

第12条 旅行契約内容の変更

当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関などのサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画に由らない運送サービスの提供その他当社の関与しない場合は、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ該当事由が由来しないものである理由及び当事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することができます。ただし、緊急の場合においてやむを得ないときは変更後にご説明いたします。

第13条 旅行代金の額の変更

当社は旅行契約締結後であっても、次に掲げる事由により、旅行代金、追加代金及び割引代金の変更をすることがあります。

(1) 利用する運送機関の運賃、料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に越えて増額あるいは減額された場合においては、当社はその増額あるいは減額された場合で旅行代金の額を増額あるいは減額します。ただし、追加代金を増額するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日前にあたる日より前にお客様に通知いたします。

(2) 当社は前項の定める適用運賃・料金の減額がなされる場合は、その減額だけ旅行代金を減額いたします。

(3) 第12条に記載した事由により旅行実施に要する費用が減少する事由には、当該契約内容変更の範囲内で旅行代金の額を変更することができます。

(4) 当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社に貰ふべき事由により当該利用人員が変更になったときは、パンフレット等に記載した範囲内で旅行代金を変更します。たとえば、複数で申込いただいたお客様の一方が契約を解除したために他のお客様がお一人部屋利用となつたときは、契約を解除したお客様から取消料を申し受けます。

第14条 お客様の交替と氏名の訂正

(1) お客様は当社の承諾を得て、契約上の地位を、別の方に譲り渡すことができます。ただしこの場合は、当社所定の用紙に所定の事項を記入の上、当社に提出していただきます。この際、交替に要する手数料として1人あたり10,800円(税込)をいただきます。(既に航空券を発行している場合、運送サービス料金を含む)。また契約上の地位の譲渡は、当社が承諾したときに効力を生じ、以後旅行契約上の地位を譲り受けの方が、この旅行契約に関する一切の権利及び義務を承継することとなります。なお当社は、利用運送機関・宿泊機関等が旅行者の交替に応じない等の理由により、交替をお断りする場合があります。

(2) 御旅行参加申込書にお客様のローマ字氏名を記入する際は、今回の旅行に使用する旅券に記載されているとおりにご記入ください。お客様の氏名が誤って記入された場合は、航空券の発券機・係員台の氏名訂正などを必要にします。この場合、当社は、係員台の氏名訂正を認めて、旅行契約を解除する場合もあります。この場合には所定の取消料をいただきます。

第15条 旅行契約の解除・払い戻し

(1) 旅行開始前の解除

①お客様の解除権

ア.お客様は、いつでも以下の表に定める取消料をお支払いいただくことにより、旅行契約を解除することができます。なお、表で「旅行契約の解除期日」とは、お客様が当社又は旅行業法で規定された「受託営業所」のそれぞれの営業日・営業時間内に解除するをお申し出いただいた時を基準とします。

イ.国内旅行の場合(本号文中に掲げるコースを除く)

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行の場合は10日前)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日	旅行代金の30%
旅行開始日の前日	旅行代金の40%
旅行出発当日の旅行開始まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

ウ.航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(いわゆるベックス航空券やLCC航空券等をいいます。)を利用する国内旅行であって、契約書面に「当該航空券が利用されたこと」「航空会社の名称」「航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料等」の条件および金額を明示したコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
旅行契約締結後、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって21日目(日帰り旅行の場合は11日前)にあたる日まで	企画書面に明示した企画料金額と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額なモノ(募集型企画旅行の場合は旅行契約解除時点における航空券取消料相当額)
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目(日帰り旅行の場合は10日前)にあたる日以降8日目にあたる日まで	旅行代金の20%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目にあたる日以降前々日にあたる日まで	旅行代金の30%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日	旅行代金の40%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

エ.海外旅行の場合、本邦出国時または帰国時に航空機を利用するコースならびに本邦外を出発地および到着地とするコース(本号文カ、キに掲げるコースを除く)

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
日本発着時に船舶を利用する場合	当該船舶にかかる取消料の規定によります。
日本発着時に船舶を利用するコースを除き	
以下に該当しない受注型企画旅行の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日がピーク時の募集型企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

オ.航空会社がウェブサイト等により広く消費者向けに販売する航空券と同一の取引条件による航空券(いわゆるベックス航空券やLCC航空券等をいいます。)を利用する海外旅行であって、契約書面に「当該航空券が利用されたこと」「航空会社の名称」「航空会社が定める取消手数料、違約料、払戻手数料等」の条件および金額を明示したコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
旅行契約締結後、旅行開始日がピーク時の企画旅行の場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって41日目にあたる日まで、旅行開始日がピーク時以外の企画旅行の場合は旅行開始日の前日から起算してさかのぼって31日目にあたる日まで	企画書面に明示した企画料金額と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額なもの(募集型企画旅行の場合は旅行契約解除時点における航空券取消料相当額)
旅行開始日がピーク時の企画旅行であり、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって40日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の10%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降3日目にあたる日まで	旅行代金の20%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行出発当日の旅行開始前まで	旅行代金の50%と、旅行契約解除時点における航空券取消料相当額とのいずれかのうち高額のもの
旅行開始後の解除又は無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

カ.海外旅行の場合、貨物航空機を利用するコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
以下に該当しない受注型企画旅行の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって90日目にあたる日以降31日目にあたる日まで	旅行代金の20%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって30日目にあたる日以降21日目にあたる日まで	旅行代金の50%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって20日目にあたる日以降4日目にあたる日まで	旅行代金の80%
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日以降出発日まで(無連絡不参加を含みます)	旅行代金の100%

キ.旅行日程中に3泊以上のクルーズ日程を含むコース

旅行契約の解除期日	取消料(お一人様あたり)
以下に該当しない受注型企画旅行の解除の場合	企画書面に明示した企画料金額相当
日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料受取期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合で、クルーズ中の泊数が当該企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のものを除く)の50%以上のもの	当該期間に對応するクルーズの取消料受取期間の区分に適用される取消率の2分の1に相当する率(以内)
日程に含まれるクルーズに係る取消料規定の取消料受取期間の起算日であるクルーズ開始日を旅行開始日と読み替えた期間内に解除する場合で、クルーズ中の泊数が当該企画旅行の日程中の宿泊数(航空機内のものを除く)の50%未満のもの	当該期間に對応するクルーズの取消料受取期間の区分に適用される取消率の4分の1に相当する率(以内)
旅行開始後の解除または無連絡不参加の場合	旅行代金の100%以内

注:「ピーク時」とは、12月20日から1月7日まで、4月27日から5月6日まで及び7月20日から8月31日までをいいます。

注:「旅行開始」とは、別紙特別補償規程の部第二条第3項(規定する)サービスの提供を受けることを開始した時」をいいます。注:本条(1)①「オ.の場合において、当該航空券に関して、当社が航空会社に対して支払べき航空券取消料等が生じなかったときは、航空券取消料は無料として取り扱い、航空会社によりそれが減額されたときは、減額後の航空券取消料等の額を旅行契約解除時点の航空券取消料相当額として取り扱います。また、受注型企画旅行契約の締結の際には、取消料等の条件を企画書面に明示し、その条件のときに証券類を添付いたします。」

ク.日本発着時に船舶を利用するコースについては、当該船舶に係る取消料の規定によります。

ケ.お客様は次に掲げる場合において、取消料なしで旅行契約を解除できます。

ア.第12条に基づき、旅行契約内容が変更されたとき。ただし、その変更が第22条の左欄に掲げるものの他の重要なものである場合に限ります。

ブ.第13条(1)に基づき、旅行代金が増額されたとき。

シ.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の事由により旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

ド.当社がお客様に対し、第4条(2)の期日までに最終旅行日程表をお渡しなかったとき。

エ.当社の責に帰すべき事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行実施が不可能となったとき。

コ.当社は本条(1)①アにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)から所定の取消料を差し引いた額を払い戻しいたします。取消料申込金でまかなえないときは、その差額を申し受けます。また本条(1)①ケにより旅行契約が解除されたときは、既に收受している旅行代金(又は申込金)全額を払い戻しいたします。

②当社の解除権

ア.お客様が第5条に規定する期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することができます。このときは、本条(1)①各条に規定する取消料と同額の違約料をお支払いいただきます。

イ.当社は次に掲げる場合において、お客様に理由を説明し出発前に旅行契約を解除することができます。

ア.お客様が当社のあらかじめ明示した性別・年齢・資格・技能その他の旅行参加条件を満たしていないことが明らかになったとき。

б.お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められたとき。

с.お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円滑な実施を妨げるおそれがあると認められたとき。

д.お客様が、契約内容に關する範囲を超える負担を求めるとき。

е.募集企型企画旅行契約において、該当コースのお客様の数が、契約書面に記載した最少催行人員に達しないとき。この場合旅行開始予定日の前日から起算してさかのぼって、国内旅行においては13日目(日帰り旅行においては3日目)にあたる日より前に、海外旅行においては23日目(旅行開始予定日が「ピーク時」にあたる場合は33日目)にあたる日よりも前に、それぞれ旅行中止の通知を致します。

ф.スキーを目的とする旅行における降雪量の不足のように、当社があらかじめ明示した旅行条件が成就しないとき、あるいはそのおそれが極めて大きいとき。

г.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与し得ない事由によりパンフレットに記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となり、又は不可能となるおそれが極めて大きいとき。

и.お客様が第3条の(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。

ウ.当社は本条(1)②により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)から当該料金を差し引いて払い戻しいたします。ただし、本条(1)②イ、е. f. g. により旅行契約を解除したときは、既に收受している旅行代金(あるいは申込金)の全額を払い戻しいたします。

(2)旅行開始後の解除

①お客様の解除権

お客様のご都合により途中で離団された場合は、お客様の権利放棄とみなし、一切の払い戻しを致しません。

②当社の解除権・払い戻し

ア.旅行開始後であっても、当社は次に掲げる場合においてはお客様にあらかじめ理由を説明して旅行契約の一部を解除することがあります。

а.お客様が病気その他の事由により、旅行の継続に耐えられないと認められるとき。

б.お客様が旅費を安全かつ円滑に実施するための添乗員等の指示に従わない等、団体行動の規律を乱し、当該旅行の安全かつ円滑な実施を妨げるとき。

с.天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社の間与し得ない事由により旅行の継続が不可能となったとき。

д.お客様が第3条の(10)から(12)までのいずれかに該当することが判明したとき。

и.当社は本条(2)アにより旅行契約を解除したときは、お客様のお求めに応じて出発地に戻るために必要な旅行サービスの手配をいたします。その場合当該旅行サービスに要する一切の費用はお客様に御負担いただきます。

③解除の効果及び払い戻し

ア.当社は本条(2)アにより旅行契約を解除したときは、当社とお客様との間の契約関係は、将来に向かってのみ消滅いたします。すなわち当社は、お客様が既に提供を受けた旅行サービス部分を履行したものと致します。

イ.当社は旅行代金のうちお客様がいまだにその提供を受けていない旅行サービスにかかる金額から、当該旅行サービスに対する取消料、違約料その他の既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を差し引いたものを払い戻します。

第16条 旅行代金の払い戻しの時期

(1)当社は第13条(2)(4)により旅行代金を減額した場合、もしくは第15条によりお客様に払い戻すべき金額が生じたときは、旅行開始前の解除による払い戻しにあっては解除の翌日から起算して7日以内に、旅行代金の減額又は旅行開始後の解除による払い戻しにあってはパンフレットに記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に、お客様に対し当該金額を払い戻します。

(2)本条(1)は、第18条(当社の責任)及び第20条(お客様の責任)で規定するところにより、お客様又は当社が損害賠償請求権を行使することを妨げるものではありません。

第17条 旅程管理

①旅程管理

当社はお客様の安全かつ円滑な旅行の実施を確保することに努力し、次に掲げる業務を行います。ただし当社がお客様とこれ異なる特約を結んだ場合はこの限りではありません。

①お客様が旅行中、旅行サービスを受けることができないおそれがあると認められるときは、企画旅行契約に従った旅行サービスの提供を確實に受けられるために必要な措置を講じること。

②前号の措置を講じたまではかわらず、契約内容を変更せざるを得ないときは、代替サービスの手配を行うこと。この際旅行日程を変更するときは、変更後の旅行サービスが当初の旅行サービスと同様のものとなるよう努めること、契約内容の変更を最小限にどめるように努力すること。

②当社の指示

お客様は企画旅行参加者として、旅行開始後旅行終了までの間、旅行を安全かつ円滑に実施させていただきための当社の指示に従ってください。

③企画旅行日程中の手配日

当社は企画旅行日程中ににおいて、航空機、ホテル等の旅行サービスの手配を全く行わない「無手配日」を設けることがあります。「無手配日」に該当する期間は当社約款に基づく特別備償の対象外となるため、当該期間に生じた事故によってお客様が被った損害に對し補償金・見舞金を支払いません。

④添乗員

①旅行出発地から旅行終了までの間の添乗員の同行の有無はパンフレットに明示いたします。

②添乗員の同行する旅行にあては添乗員が、添乗員が同行しない旅行にあては旅行先における現地係員が、旅行を安全かつ円滑に実施するための必要な業務及びその他当社が必要と認める業務の全部又は一部を行います。

③添乗員が同行しない旅行にあては、現地における当社の連絡先を最終旅行日程表に明示いたします。

④添乗員の業務は原則として8時から20時までといたします。

第18条 当社の責任

(1)当社は企画旅行契約の履行にあたって、当社又は当社が手配を代行させた者(以下「手配代行者」といいます)の故意又は過失により、お客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償いたします。ただし損害発生の翌日から起算して2年以内に当社に対して通知があった場合には限ります。

(2)お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令その他の当社又は当社の手配代行者の間与し得ない事由により損害を受けた時は、当社は前項の場合を除き、その損害を賠償する責任を負いません。

(3)手荷物について生じた本条(1)の損害については、同項の規定にかかわらず損害発生の翌日から起算して21日以内に当社に対して申出があつた場合に限り、賠償いたします。ただし、損害額の如何にかかわらず当社が行う賠償額はお1人あたり15万円を限度とし、故意又は過失がある場合を除く)といたします。

第19条 特別補償

(1)当社は、前条(1)の責任が生じるか否かを問わず、当社約款特別補償規程により、お客様が企画旅行参加中(ただし無手配日の期間中除く)に偶然かつ意図外の出来事により、その生命、身体に被られた一定の損害につきましては死亡補償金・後遺障害補償金・入金見舞金及び通院見舞金、また手荷物に対する損害につきましては損害補償金を支払います。

(2)お客様が企画旅行参加中に被られた損害は、お客様の故意、自殺行為、無免許運転、売買賈罪等法令違反行為、脳疾患等の疾病の場合と、企画旅行日程に含まれないスマイルピーピング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機(モーター・ハンググライダー、マイクロ・ハンググライダー機)搭乗、ジャイロブレーン搭乗その他これらに類する危険な運動中の事故によるものであるときは、当社は本条(1)の補償金及び見舞金を支払いません。

(3)当社が本条(1)に基づく構成料支払義務と前項により損害賠償義務を重ねて負う場合であっても、一方の義務が履行されることはその金額の限度において構成料支払義務・損害賠償義務とも履行されたものといたします。

第20条 お客様の責任

(1)お客様の故意、過失、法令違反、公序良俗に反する行為、もしくはお客様が当社の企画旅行契約の規程を守らないことにより、当社が損害を受けた場合は、お客様がその損害を賠償しなければなりません。

(2)お客様は企画旅行参加中のお客様の故意、過失、公序良俗に反する行為、もしくはお客様の権利義務その他の企画旅行契約の内容を理解するよう努めなければなりません。

(3)旅行開始後において、万が一契約内容と異なる旅行サービスが提供されたと認識された時は、現地において速やかにその旨を当社、当社の手配代行者又は当該旅行サービス提供者に申し出してください。その場でお申し出がなく、後日お申し出いただいている対処できない場合がございます。

第21条 オプショナルツアーや情報提供

(1)当社の企画旅行参加中のお客様を対象として、別途の参加料金を収受して当社が実施する募集企型企画旅行(以下「当社企画のオプショナルツアーや」といいます)につき、第19条(特別補償)の適用については、当社は主たる企画旅行契約の一部として取り扱います。当社企画のオプショナルツアーや明示いたします。

(2)オプショナルツアーやの企画者が当社以外の旨パンフレット、企画書面等で明示した場合には、当社は当該オプショナルツアーや(以下「他社企画のオプショナルツアーや」といいます)参加中のお客様が発生した特別補償(第19条)で規定する損害に対しても、各条の規程に基づく構成料支払義務を支払いたしますが、他社企画のオプショナルツアーや催行にかかる企画者の責任及びお客様の責任は、すべて他社企画のオプショナルツアーやを催行する者の定めによります。

第22条 旅行保証

(1)当社は、次表左欄に掲げる契約内容の重要な変更が生じた場合は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に次表右欄に記載する率に乗じた額以上の変更補償金を、旅行終了日の翌日から起算して30日以内にお客様にお支払いいたします。ただし該当変更において当社に第18条(1)の規程に基づく責任が発生することが明らかな場合は変更補償金を支払いません。

(2)前項の規程にかかわらず、次の各号に掲げる事由による変更の場合は、当社は変更補償金を支払いません。ただし、サービスの提供が行われているものかわらず運送機関等の座席、宿泊機関等の部屋その他の設備が不足したことによる変更の場合はこの限りではありません。

①天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令。

- ②運送・宿泊機関等の旅行サービスの中止(欠航、不通、休業などの場合)。
- ③当初の運行計画によらない運送サービスの提供(遅延、スケジュール変更などの場合)。
- ④お客様の生命又は身体の安全確保のための必要な措置。
- (3)前項および前々項の規程にかかる場合は、当社は変更補償金を支払いません。
- ①契約書面(パンフレット、企画書面等)記載の旅行サービスを受ける順番が変更になった場合であっても、旅行中に当該旅行サービスを受けた場合。
- ②第15条の規程に基づき旅行契約が解除されたとき、当該解除された部分についての変更の場合。
- ③ひとつの企画旅行契約に基づき支払うべき変更補償金の額が、お一人様あたり1,000円未満である時。
- (4)本条(1)の規程にかかるうち、当社がひとつの企画旅行契約に基づき支払う変更補償金の額は、第6条で定める「お支払い対象旅行代金」に15%を乗じた額を上限と致します。
- (5)当社は、お客様の同意を得て金銭による変更補償に代え、これと相応の物品・サービスの提供をもって補償することがあります。

当社が変更補償金をお支払いする変更		
変更補償金の額=1件につき 下記の率×お支払い対象旅行代金		
旅行開始日の前日までに お客様に通知した場合	旅行開始日の当日以降に お客様に通知した場合	
①契約書面に記載した旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5%	3.0%
②契約書面に記載した入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます)その他の旅行の目的地の変更	1.0%	2.0%
③契約書面に記載した運送機関の等級又は設備の料金の合計額が契約書面に記載した等級及び設備のそれを下回った場合に限ります)	1.0%	2.0%
④契約書面に記載した運送機関の種類又は会社名の変更	1.0%	2.0%
⑤契約書面に記載した本邦内の旅行開始地の空港又は旅行終了地の空港の異なる便への変更	1.0%	2.0%
⑥契約書面に記載した本邦内と本邦外との間における直行便の乗り継ぎまたは経由便への変更	1.0%	2.0%
⑦契約書面に記載した宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0%	2.0%
⑧契約書面に記載した宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0%	2.0%
⑨募集型企画旅行における上記①～⑧に掲げる変更のうち 契約書面のツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5%	5.0%

※注1:確定書面が交付された場合には、「契約書面」を「確定書面」と読み替えた上で、この表を適用いたします。この場合において、契約書面(パンフレット、企画書面等)の記載内容と確定書面(最終旅行日程表等)の記載内容との間には確定書面の記載内容と実際に提供された旅行サービスの内容との間に変更が生じた時は、それぞれの変更につき1件として取り扱います。

※注2:③又は④に掲げる変更に係る運送機関が宿泊設備の利用を伴うものではある場合は、1泊につき1件として取り扱います。

※注3:④に掲げる運送機関の会社名の変更については、等級又は設備がより高いものへの変更を伴う場合には適用いたしません。

※注4:④、⑦、⑧に掲げる変更が、1乗車船等又は1泊の中で複数生じた場合であっても、1乗車船又は1泊につき1件として取り扱います。

※注5:⑨に掲げる変更については、①～⑨までの率を適用せず、⑨によります。

第23条 通信契約

当社は、当社らが発行するカード又は当社らが提携するクレジットカード会社(以下「提携会社」といいます。)のカード会員(以下「会員」といいます。)より所定の伝票への「会員の署名なくして旅行代金等のお支払いを受けること」以下「通信契約」といいます。)を条件に「電話、郵便、ファクシミリ、その他の通信手段による旅行のお申込みを受ける場合があります。(受託旅行業者により当該取扱いが出来ない場合があります。また取扱可能なカードの種類も受託旅行業者により異なります。所定の伝票に会員の署名をいたさないクレジットカードでお支払いいただけた場合は通信契約ではありません。)」通信契約による旅行条件には、「通常の旅行契約の旅行条件」とは、一部が異なります。以下に異なる点のみご案内します。

必ずお読みください

(1)航空機、その他の交通機関について

- ①日本出発便、日本帰国便は乗り継ぎ便又は経由便になることがあります。(直行便確約コースを除く)また、現地移動のための航空便の発着時間は必ずしも最適な時間帯をお選びいただけない場合がございます。その場合はその前後の自由時間に影響が生じる場合がございますが、いずれの場合も旅行代金の変更はございません。
- ②パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行は原則としてYクラス(エコノミークラス)席のご利用となります。従ってお座席のご希望(窓側・通路側のご希望、隣り合わせのご希望など)は事前にうかがいすることはできませんので予め御了承下さい。航空会社によっては、空港のご集合場所にて航空券をお渡しした後、あらためて個人チェックインカウンターにてチケットを入手する場合がございます。また現在日本発着のほぼ全ての国際線航空便は全席禁煙になっております。
- ③利用航空会社により、他航空会社との共同運航(コードシェア)便をご利用いただくことがあります。この場合は1つの機材に複数の便名がつくなり、日程表上の利用予定航空会社とは異なる会社の機材・乗務員で運航される場合がございます。集合時の空港内の表示をお読みいただきながらお連れのない方にお願いいたします。
- ④現地での観光、および空港・ホテル間等の送迎では、当社の他のコース、もしくは他社のコースのお客様と一緒になる場合がございます。そのため空港や現地ご出発場所にしづらばお待ちいただいだごとにありますので予めご了承ください。送迎にはバスの他セダン又は小型ワゴン車を利用することございます。
- ⑤WEB、パンフレットおよび企画書面等に特段の記載がない限り、当社の企画旅行には航空会社が設定する燃油特別附加代金を含みません。その場合当該企画旅行に利用する交通機関の発券時の代金を適用するため、当該航空会社からの指示等により発券時期の該指定を承れない場合もございます。また、燃油特別附加代金を旅行代金に含む商品に関しましては、その発券時期に係なく、旅行代金の増減変更は致しませんので、予めご了承ください。

(2)追加代金にてエコノミークラス以外の座席(ビジネスクラス、ファーストクラス、プレミアムクラスなど)をご利用される場合について

- ①パンフレット、企画書面等に特段の記載がない限り、当該上位クラスをご利用いただける区間は、原則として国際線の場合往路の日本国内の最終出発地と現地における最初の到着地の間、復路の現地における最終出発地と日本国内の最初の到着地の間にあります。それ以外の区間(例えは日本国内移動区間・現地内移動区間)はエコノミークラスになる場合がございますが、その場合も上位クラス追加代金に変更はございません)。
- ②お座席のご希望はお申し込み時に承りますが、ご希望に添えなかつたり、機材変更等により確保されていたお座席が急遽変更される場合があります。
- ③普通航空運賃の他に、制限つき特別航空運賃(例えは配偶者割引など)の設定がある場合、それぞれの航空運賃に適用される規則に従い、追加で書類等をご用意いただくことがあります。
- ④当該座席のご利用のコースに参加され、万一日本発着のいわゆるが当社の管理し得ない事由でCまたはYクラスに等級が下がった場合の払い戻し算定は、国際航空運送款および当該航空運賃適用規則に従い算出します。

(3)ホテルとお部屋について

- ①コースに特段の定めがない限り、原則として相部屋(他のお申し込みのお客様との同室希望)はお受けできません。
- ②お一人様の部屋をご希望の場合は追加代金にて手配を承ります。この場合シングルルームのご利用になる場合があるため、複数定員のお部屋より手狭になる場合がございます。また混雑時やホテルの事情により、お一人様部屋の手配が承れない場合がございます。
- ③ホテルによっては、異なるタイプの部屋を同一等級としているため、同じコースのお客様に同一タイプのお部屋をご用意できない場合があります。
- ④グループやご家族参加で2部屋以上をご利用いただいた場合、ホテル側の事情により、お隣または近くの部屋をご用意できない場合もあります。
- ⑤ハネムーン・ご夫婦などカップルでのご参加の場合ダブルベッドになることがあります。ただし、ホテルによっては同姓2名様または3名様ともダブルベッド(ダブルベッド+キッズラベッド)になることがあります。
- ⑥3名様で1部屋(トリプルルーム)をご利用の場合、2人部屋(ツインルーム)に簡易ベッドを入れてご利用いただくため手狭となりますが、大人3名様でのご利用はお勧めできない場合があります。また都市やホテルによっては簡易ベッドの数、部屋の広さ等の理由により、ご利用できない場合があります。
- ⑦「海の見える部屋」「海側の部屋」とパンフレット等に表示されているコースについてはホテルの立地状況、お部屋の向き、ご

(1)当社は提携会社のカードにより所定の伝票への会員の署名なくして以下の代金の支払いを受けます。

当社らが受ける支払い代金の種類	カード利用日(=契約成立日、契約解除日)
お支払い対象旅行代金(第6条)	契約締結の承諾通知をした時(第2条(5)(i))または旅行開始日の前日から起算してさかのばって22日前にあたる日より前の場合は、22日前
取消料・違約料(第15条)	契約解除のお申し出があった日既に代金のお支払い後である場合は、解除のお申し出があった日の翌日から起算して7日以内に払い戻します)

(2)与信等の理由により会員のクレジットカードでの弁済ができない場合、当社は通信契約を解除し、第15条の取消料と同額の違約料を申し受けます。ただし、当社が別途指定する期日までに現金による旅行代金のお支払いをいたいた場合はこの限りではありません。

第24条 個人情報の取り扱い

御旅行参加申込書に記載いただいたお客様の個人情報について、当社は以下の取り扱いをいたします。

- (1)利用目的
当社は、ご記載頂いたお客様の個人情報を旅行契約および旅行手続き、旅行に関するお客様への資料送付のために預かりいたします。
- (2)第三者への提供
当社は、旅行の手続きのために航空会社・ホテル等にお客様の個人情報を提供させて頂きます。
- (3)開示及び訂正・削除
当社は、お預かりしている個人情報をお客様ご本人のお申し出によりその内容を開示させていただきます。また、内容の訂正および削除のお申し出があった場合は、速やかにこれに応じます。なお、開示・訂正・削除についてのお申し出は、当社担当本支店もしくは個人情報管理事務局までお申し出下さい。
- (4)当社の個人情報保護方針は当社ホームページ <http://www.playguidetour.co.jp> をご覧下さい。

第25条 その他

- (1)お客様のご都合等当社の関与しない事由による旅行契約の解除・変更等により返金が生じた場合、旅行代金などの返金にかかる金融機関等への事務手数料はお客様のご負担とさせていただきます。
- (2)お客様が個人的な案内・買物等を添乗員等に依頼された場合のそれに伴う諸費用、お客様の怪我、疾病等の発生に伴う諸費用、お客様の不注意による荷物紛失・忘れ物回収に伴う諸費用、別行動手配に要した諸費用が生じたときは、それらの費用をお客様にご負担いただきます。
- (3)当社はお客様の便宜を図るために土産物店にご案内することがありますが、お買い物に際しては、お客様の責任で購入していただきます。また、輸入禁止品(臧物、偽ブランド品、コピー商品、ワントン条約で規制されている動物植物を原料とした製品等)は日本には持ち込みができません。お買い物の際は御注意ください。
- (4)当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。
- (5)子供代金や子供割引代金が設定されている場合の子供(割引)代金は、旅行開始日を基準として、国内旅行においては満3歳以上満12歳未満 海外旅行においては満2歳以上満12歳未満の方に適用いたします。
- (6)国内旅行における幼児代金は、旅行開始日を基準として1人の大人に同伴された満3歳未満の方1人につき無料となります。(2人目からは子供代金が必要です。)海外旅行における幼児代金は満2歳未満の方に適用になります。どちらの場合も航空座席及び客室におけるベッドを専用利用しない方に適用になります。(専用利用する場合は子供代金が適用になります)。
- (7)当社が企画旅行契約により旅程を管理する義務を負う範囲は、日本発着のものについては、パンフレット、企画書面等に記載された発地に集合してから、着地に帰着するまでとなります。海外発着のものについては、日程表等に記載した海外での発地に集合してから、着地に帰着するまでとなります。これらの範囲外から(範囲外への)移動の部分は、別途手配旅行契約とさせていただきます。例えは東京発着の企画旅行に関西から参加する場合、当社は関西～東京間の航空機の手配を承ることがありますが、この部分は当該企画旅行の範囲外になります。
- (8)当社の企画旅行にご参加いただくことにより、利用航空会社のマイレージサービスを受けられる場合がありますが、当該サービスに関するお問い合わせや登録等はお客様ご自身にて行っていただきます。また、利用航空会社の変更により当該サービスが受けられなくなった場合、および航空会社未定のコースで確定書面により航空会社がマイレージ対象外の航空会社になった場合は当社はその責任を負いません。

この「ご旅行条件書」に定めない事項は当社旅行業約款によります。当社旅行業約款は以下の5タイプがございます。

「募集型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」

「受注型企画旅行契約の部」および別紙「特別補償規程」

「手配旅行契約の部」

「渡航手続代行契約の部」

「旅行相談契約の部」

当社旅行業約款をご希望の方は、当社ホームページ www.playguidetour.co.jp をご覧下さい。

旅の情報とご注意いただきたいこと

利用階数によって海の見える範囲に差があります。なお、パンフレット等の表示における「オーシャンフロント」とは、海側に面し、海の見える部屋、「オーシャンビュー」とは、部屋またはテラスから海の見える部屋、「部屋指定なし」とは、部屋のタイプ、眺めなどが指定できない部屋のことといいます。

⑧主にヨーロッパスタイルのホテルでは、部屋ごとの調度品や部屋全体の広さが異なったり、ミニバー、冷蔵庫、テレビなどが備えつけられないなど設備の面で機能性に欠ける場合があります。

⑨当社の企画旅行にご参加いただく場合であっても、現地の宿泊機関にてチェックインする際、電話代やお部屋のミニバー代の保証として国際クレジットカードの提示や現金預託を求める場合があります。これは旅行代金を決済するものではございませんので、チェックアウト時のご精算をご確認の上、後ほどクレジットカードのご利用明細をご確認されることをお勧めいたします。

⑩一部の地域、ホテルではシャワーのみの部屋となる場合があります。

(4)お食事について

- ①パンフレット等に表示した食事の回数には、機内食は含まれません。なお、機内食の提供時間は各航空便によって異なり、昼・夕食のいずれかがはっさけない場合もあるため日程表示欄には表示されないことがあります。
- ②旅行日程として表示された食事(機内食を除く)において、お客様が個人的に注文された飲食や追加料金はお客様の個人払いとなります。
- ③日程上早朝出発もしくは朝食の場合は、ホテルにて朝食をお取りいただけない場合があります。またボックス式の朝食に変更される場合があります。
- ④ホテルのオンラインダイニングルームや一流レストランでは男性は上着・ネクタイの着用が必要となる場合があります。または通常の場合でもシャツ、ジーンズ、ショートパンツ、スニーカー、サンダルなどで入店を断られる場合があります。
- ⑤一部のレストランの利用やディナーショー等の入場は、年齢制限がある場合があります。

(5)添乗員または現地係員について

- ①第17条(4)の添乗員もしくは現地係員は日本人とは限りません。一部の特定コースでは、ホテルスタッフや現地係員による、英語での案内になる場合もございます。
- ②一部の空港では現地係員の入場できる場所、区域が制限されているところがあり、その場合はチェックイン手続き、出入国手続き、通過手続きすべてお客様ご自身にて行っていただけます。
- ③途中、乗り継ぎ空港では現地係員のご案内はありません。お客様ご自身で乗り継ぎ手続きをしていただきます。なお、出入国手続きおよび通関上のトラブルに関する契約上の責任は原則として当社は負いません。

(6)市内観光・オプショナルツアー等について

- ①訪問する観光地の施設の休館日等で観光箇所または訪問日が変更になる場合がございます。また、施設の臨時休館等当社の関与しない事由により、自由時間等に影響が生じる場合もございます。
- ②同社の他のコース、もしくは他社のお客様と一緒に実施することができます。
- ③バンコク、ジャカルタ、香港では交通渋滞により、移動や観光の予定時刻が大幅に変更になる場合があります。あらかじめご承く下さい。
- ④ソウルが渋滞となり、ご希望の日にご参加いただけない場合があります。また、最少催行人員に満たないツアーは中止することがございますので、予めご了承下さい。

(7)追加手配について

- ①お客様のご希望により、パンフレット、企画書面等記載以外の各種追加手配をお受けすることがございますが、この場合の旅行契約はお客様と当社との間の「手配旅行契約」となります。お客様が運送・宿泊機関等の旅行サービスの提供を受けられるように当社が手配いたします。また手配の内容によりご希望通りに手配できない場合もございます。
- ②お客様が添乗員らの業務時間(第17条(4)以外)内での依頼をした場合の実費、お客様の疾病、怪我等の発生に伴う諸経費(交通費、通信費等)、お客様の不注意による荷物・貴重品の紛失、お忘れ物の回収等に伴う諸経費及び別行動のために要した実費に関してはお客様ご負担とさせていただきます。

2019年1月25日現在

より安心してご旅行いただくためにも、ご旅行中の病気や事故・盗難などに備えて、海外旅行傷害保険に必ずご加入されることをおすすめします。